

# 道路中心線の協議・拡幅整備工事の手続きの流れ

## 建築主等

## 荒川区

① ホームページまたは建築指導課窓口で、建築基準法の道路種別の確認

② 建築指導課の窓口で、事前相談（拡幅整備状況等）

③ 道路の現況図（測量図）を作成

④ 建築指導課の窓口で、以下の書類を提出。**（郵送、FAX不可）**  
 （相談場所の前面道路に金属製スロープ板や植栽等がある場合は、区の調査の妨げになりますので、あらかじめ撤去してください。）

相談	共通	道路相談票 案内図 現況図（測量図）寸法入り 公図の写し《法務局》
	その他	過去の建築確認申請の配置図の写し【お持ちの場合】 道路と敷地の横断面図等【道路と敷地で高低差がある場合】

区が現地確認・調査・判定を実施。  
 建築基準法上の道路中心線に、区が金属製の打設等した後、相談者に電話連絡。

⑤ 現地確認を行い、**中心線協議図**を作成のうえ、建築指導課に提出（FAX可）。  
 中心線協議図は、現況図に、道路中心線、現況及び後退後の道路境界線、道路中心線からの現況及び後退の寸法、中心線、座標等を記入する。

中心線協議図の記載内容を建築指導課が確認し、必要に応じて図面修正を連絡。

⑥ 建築指導課の窓口で、**中心線協議図**（2部）を提出。**（郵送、FAX不可）**  
 なお、担当職員が現場調査等で不在の場合がありますので、事前に来庁日時をご連絡ください。

区が**中心線協議図**（2部）に確認印を押印後、1部を返却。

⑦ ■拡幅工事を希望される方は、以下の書類を建築指導課の窓口で提出**（郵送、FAX不可）**。（注1）

工事	後退用地等の土地所有者、借地権者（注2）	個人の方の場合	印鑑登録証明書 原本
		法人等の方の場合	印鑑証明書 原本
	共通	案内図・配置図	
道路種別	区道	道路敷地無償使用承諾書 2号様式（注2）	
	管理通路・認定外道路	道路敷地無償使用承諾書 3号様式（注2）	
	私道	私道拡幅整備施工承諾書 4号様式（注2）	

（注1）「荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例」、「荒川区市街地整備指導要綱（ただし、第5条第4項の共同住宅等建設事業を除く。）」等に該当する場合は対象外です。詳細は建築指導課にお問い合わせください。  
 （注2）後退用地等の土地所有者、借地権者が複数の場合、全員分の提出が必要です。

■拡幅工事による助成金、後退用地の非課税申告の手続き代行を希望される方は、以下の書類を建築指導課の窓口で提出**（郵送、FAX不可）**。（注3）

助成金	建築主等	個人の方の場合	前年度分の住民税納税証明書 原本
		法人等の方の場合	前年度分の法人住民税納税証明書 原本
		複数の場合	助成金交付申請の要件について 助成金手続きの委任状
共通	助成金交付申請書 6号様式		
	助成金工事完了届 8号様式		
	助成金請求書 10号様式		
	登録申請書（債権者・納入者）		
非課税	共通	固定資産税・都市計画税非課税申告書（公共の用に供する道路）《東京都主税局》（注4）	
		非課税部分の土地の面積が記載された図面の写し（お持ちの場合）	
		道路後退部分の地積測量図の写し（お持ちの場合）	

（注3）宅地建物取引業者、中小企業以外の会社等が建物を建てる場合には、助成金及び非課税申告の手続き代行の対象になりません。詳細は建築指導課にお問い合わせください。  
 （注4）東京都主税局の所定様式を両面印刷し、枠内の所有者欄に、住所（所在地）、氏名（名称）、電話番号を記入してください。

**建築確認申請までに提出してください。**

⑧ 建築確認申請（区または指定確認検査機関）（注5）  
 （注5）配置図は**中心線協議図**との整合を図ってください。

⑨ 建築工事着手

⑩ 足場解体予定日の1カ月以上前に建築指導課に連絡。（注6）  
 （注6）工事の混雑時等は、希望日に沿えない場合がありますので、ご了承ください。

区が拡幅整備工事を実施し、後退標示板を設置。

⑪ 完了検査（区または指定確認検査機関）

区が助成金交付、非課税申告の手続き代行を実施。

注）上記のうち、赤色の文字の書類は、区の書式を使用してください。